

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者（以下、「最良提案者」という。）を選定のうえ、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下、「公募型プロポーザル方式」という。）を実施するので、下記のとおり告示する。

令和 2 年 1 0 月 1 3 日

釧路市長 蝦 名 大 也

記

1 公募型プロポーザル方式に付する事項

- (1) 業務委託名 釧路市阿寒丹頂の里エリア持続的発展調査業務委託
- (2) 業務概要
別添資料「釧路市阿寒丹頂の里エリア持続的発展調査業務委託に係る企画提案募集要項」のとおり
- (3) 業務委託期間 契約締結日から令和 3 年 3 月 1 9 日まで。
- (4) 契約上限額 11,880,000 円とする。（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 公募型プロポーザル方式への参加資格要件

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加することができる者は、単独企業又は複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。ただし、1 つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。
- (2) 単独企業及びコンソーシアムの構成員は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。
 - ア 本委託業務と類似の業務の受注実績を有する者であること。ただし、コンソーシアムを組成する場合には、本委託業務と類似の業務の受注実績を有する者を含むこと。
 - イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。
 - エ 釧路市から課税されている全項目について未納がないこと。
 - オ 消費税及び地方消費税について未納がないこと。
 - カ 告示日からプレゼンテーション実施までの間、国、都道府県、釧路市及び釧路市以外の地方公共団体から指名停止の措置を受けていないこと。
 - キ 釧路市暴力団排除条例第 2 条に規定されている暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者に該当しないこと。

ク コンソーシアムの構成員が単独企業としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

3 担当部署

郵便番号 085-0215 釧路市阿寒町中央 1 丁目 4 番 1 号

釧路市阿寒町行政センター地域振興課地域振興担当（担当：草皆・中嶋・小柳）

電話 0154-66-2122 内線 7261

4 参加表明書の提出等

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のとおり参加表明書及び関係書類（以下、「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

ア 提出書類

①参加表明書（様式第 1 号）

②会社概要（様式第 2 号）

③登記事項証明書（現在事項全部証明書。ただし、提出日前 3 か月以内に交付されたもの）

④コンソーシアムの場合、協定書の写し

イ 提出期間

令和 2 年 1 0 月 1 4 日から令和 2 年 1 0 月 1 9 日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9 時から 1 7 時まで。

ウ 提出先

上記「3 担当部署」に同じ。

エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）によることとし、FAX によるものは受け付けない。なお、郵送により提出する場合には、提出する期間内に提出先に必着のこと。

(2) 公募型プロポーザル方式参加表明に関する書類は、上記「3 担当部署」においてこの告示の日から市が配付する。また、釧路市役所ホームページにも掲載する。

(3) 参加表明書等を提出期限までに提出しなかった者は、公募型プロポーザル方式に参加することができない。

(4) 提出された参加表明書等による参加資格要件審査を市が行い、「適合」と判定された者のみ、企画提案書を提出することができる。

(5) その他

ア 参加表明書等の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された参加表明書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された参加表明書等は、返却しない。

5 企画提案書の提出等

(1) 上記「4 参加表明書の提出等（4）」の企画提案書を提出することができる者の適否判定により参加資格が「適合」と認める者に対し、市は企画提案書の提出要請を行う。

ア 提出書類

企画提案書（様式第4号）及び関係書類

イ 提出期間

令和2年10月21日から令和2年11月4日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

ウ 提出先

上記「3 担当部署」に同じ。

エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）によることとし、FAXによるものは受け付けない。なお、郵送により提出する場合には、提出期間内に提出先に必着のこと。

(2) 公募型プロポーザル方式企画提案書に関する書類は、上記「3 担当部署」において配付する。また、釧路市役所ホームページにも掲載する。

(3) 提出された企画提案書の内容についてプレゼンテーションを実施する。なお、プレゼンテーションの日時、場所等は別途通知する。

(4) プレゼンテーションに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

(5) その他

ア 企画提案書の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された企画提案書は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された企画提案書は、返却しない。

エ 企画提案に係る一切の費用は、提出者の負担とする。

6 最良提案者の選定方法

あらかじめ定めた審査方法及び審査基準により、提出された参加表明書等、企画提案書を評価し、最良提案者を選定する。

7 契約手続

市長は、上記「6 最良提案者の選定方法」の選定結果を踏まえて、当該委託業務の内容に最も適すると認められる事業者を特定し、釧路市契約規則（平成17年釧路市規則第83号。以下「契約規則」という。）の規定により、この者と契約手続を行う。

8 契約保証金

契約規則第30条第6号及び釧路市契約規則の施行について第3章第1節4規則第30条関係第2号アに基づき免除する。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 審査結果及び特定者名は公表する。

(2) 公募型プロポーザル方式において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 詳細は、別添資料「釧路市阿寒丹頂の里エリア持続的発展調査業務委託に係る企画提案募集要項」による。

※本告示についての問い合わせ先

〒085-0215 釧路市阿寒町中央1丁目4番1号

釧路市阿寒町行政センター地域振興課地域振興担当 (担当：草皆・中嶋・小柳)

電話 0154-66-2122 内線 7261